



光が丘周辺地域小・中学校の学習環境にかかる
検討結果報告書（第2段階）

令和6年5月

光が丘周辺地域小・中学校の
学習環境のあり方検討協議会

1 検討の背景

光が丘地区においては、近年の少子化の進行により、昭和56年をピークに児童数が減少し、令和4年度に青葉小学校、令和5年度に並木小学校でクラス替えができない1学年1学級の学年が発生し、過小規模校になることが予測されていました。

こうした状況の中、過小規模校で学ぶ子どもたちのために、多様な考え方に触れることができる学習環境を整備するため、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を平成30年8月に設置し、光が丘周辺地域の子どもたちの望ましい学習環境の実現に向けた検討を行った結果、第1段階として「過小規模となる見込みである青葉小学校の閉校と、それに伴う小中学校の通学区域を一部見直す」ことと、第2段階として「過小規模校となる見込みである並木小学校を閉校し、隣接する小学校への学校再編を検討する」ことを取りまとめた検討結果報告書を令和3年5月に教育委員会に提出し、第1段階の青葉小学校の学校再編については、「令和7年4月を目途に、青葉小学校を閉校し、光が丘小学校、陽光台小学校、並木小学校の3小学校に再編」する、相模原市の対応方針が令和3年8月に決定しています。

その後、検討協議会では、令和4年9月に中央地区からの委員を新たに加えて、第2段階の並木小学校の学校再編について、「2つの再編案^{*}」に基づく検討を開始しました。

- ※ 再編案ア 並木小学校を弥栄小学校に再編し、中学校は弥栄中学校区
- 再編案イ 並木小学校を光が丘小学校に再編し、中学校は緑が丘中学校区

2 検討の経過

並木小学校の学校再編については、令和4年7月から令和6年4月までに、検討協議会を9回開催し、検討を重ねてまいりました。

【検討経過】

開催年月日	会議等	主な内容
令和4年 7月26日	第10回	隣接する学校との再編を検討するにあたり、組織に中央地区（弥栄）を加える規約改正を行った。
9月30日	第11回	並木小学校の学校再編に向けた進め方の概ねの方向性を決定した。
12月7日	第12回 (グループワーク)	2つの再編案の「良いと感じること」と「不安に感じること」の比較検討を行った。
令和5年 2月 9日	第13回 (グループワーク)	前回のグループワークで出された「不安に感じること」への「解決の手立て」を検討した。
7月 5日	第14回	保護者意見聴取の実施方法と、その後の進め方の検討を行った。
10月17日	第15回	保護者意見聴取（案）の検討を行った。

10月25日 ～11月7日	保護者意見聴取	2つの再編案について、保護者への意見聴取を行った。
12月6日	第16回	保護者意見聴取の実施結果を報告し、検討協議会としての並木小学校の学校再編(案)を決定した。
令和6年2月21日	第17回	検討結果報告書(案)について、検討を行った。
3月2日	並木小学校 保護者説明会	検討協議会としての検討結果(案)を保護者へ説明した。
4月23日	第18回	保護者説明会での意見も踏まえた検討の結果、検討結果報告書を取りまとめた。

3 検討協議会委員の意見

2つの再編案について、複数の視点から「良いと感じること」と「不安に感じること」を考察し、比較検討を行うとともに、「不安に感じること」についての課題解決策を検討し、以下のとおり「2つの再編案に関する意見」を整理しました。

① 通学時の安全確保について

子どもたちが、登下校において、安心して通学できるよう、通学距離や交通事情などを考慮する。

(留意点)・通学距離 ・交通状況 ・登校班編成 ・指定変更の活用状況 等

	再編案ア 並木小学校を弥栄小学校に再編、中学校は弥栄中学校区	再編案イ 並木小学校を光ヶ丘小学校に再編、中学校は緑が丘中学校区
良いと感じること	<ul style="list-style-type: none"> 通学距離は妥当 弥栄小学校の方が通学距離は短い 	<ul style="list-style-type: none"> 車の交通量は少なめ
不安に感じること	<ul style="list-style-type: none"> バス通りを渡るのが不安 信号機が少ない 見守り隊の担い手確保に課題がある 見守り隊のやり方の擦り合わせが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 三和からグルメシティ間の道が危険 道幅が狭い 緑が丘中学校への通学距離が長い 見守り隊の担い手確保に課題がある 見守り隊のやり方の擦り合わせが必要

解決の手立て	
<ul style="list-style-type: none"> バス通りを避けた通学路を検討 信号機やガードレールなどの整備 歩行者分離などの信号機の仕様変更 見守りの人員確保 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所を避けた通学路を検討 ガードレールやグリーンベルトなどの整備 通学時間帯の交通規制の新設・強化

ボランティアの有償化 シルバー人材センターへの委託 ・光が丘地区と中央地区合同で対応	・自転車の安全教育込みで、自転車通学を許可 ・見守りの人員確保 ボランティアの有償化 シルバー人材センターへの委託 ・光が丘地区と中央地区合同で対応
--	--

② 教育環境について

ア 学校規模について

子どもたちが、学校生活において、多様な人間関係に触れながら、様々な活動を通じて切磋琢磨できるよう、望ましい学校規模の実現を図る。

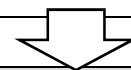
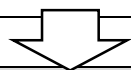
(留意点)・学級数 ・学校施設の状況 等

イ 小中一貫教育について

子どもたちが、未来を切り拓く力を養えるよう、小中一貫教育の良さを最大限に生かし、より充実した教育を継続的に展開できる環境の実現を図る。

(留意点)・教育的効果 等

	再編案ア 並木小学校を弥栄小学校に再編、中学校は弥栄中学校区	再編案イ 並木小学校を光ヶ丘小学校に再編、中学校は緑が丘中学校区
良しと感じること	<ul style="list-style-type: none"> ・弥栄中学校と緑が丘中学校の規模が同じくらいになる ・学校施設には余裕がある ・令和7年度の再編から通学区域の変更がないため影響が少ない ・学校単位での再編のため、小中一貫教育が実現できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設には余裕がある ・学校単位での再編のため、小中一貫教育が実現できる
不安に感じる点	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の児童数に偏りが出る ※ただし適正規模の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校の児童生徒数に偏りが出る ※ただし適正規模の範囲内 ・中学校の就学指定校が変更になる ・きょうだいで別々の学校に通学することになる ・青葉小との合併から間もないため児童の気持ちが心配



解決の手立て	
<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模の範囲内であれば偏りは問題ない ・指定変更許可区域の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正規模の範囲内であれば偏りは問題ない ・指定変更許可区域の検討

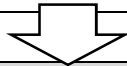
	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいや制服への対応として、移行期間を設ける ・おさがり会を実施する ・スクールカウンセラーを配置 ・早い時期から学校間交流を開始
--	---

③ 学校と地域のつながりについて

連携した見守り活動や児童生徒の地域行事への参加を容易にするなど、学校と地域が連携しやすい環境づくりに配慮する。

(留意点)・自治会区域 ・公民館区域 ・見守り活動 等

	再編案ア 並木小学校を弥栄小学校に再編、中学校は弥栄中学校区	再編案イ 並木小学校を光ヶ丘小学校に再編、中学校は緑が丘中学校区
良いと感じること	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り隊の範囲が広がらないため負担が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会区域と学区が一致している ・地区は変わらないため、光が丘地区の公民館行事への参加が容易
不安に感じる事	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会区域と学区が不一致になる ・地区が変わるため、光が丘地区の公民館行事への参加や放課後利用に影響がある 	



解決の手立て
<ul style="list-style-type: none"> ・不一致ではあるが、登校班や見守りがあるので、特に気にすることはない ・公民館の広報紙を広く配布 ・公民館区にこだわらない利用を可能とする仕組み作り

4 保護者の意見

(1) 保護者意見聴取での意見について

光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会で検討する並木小学校の学校再編について、今後の検討の参考にするため、以下のとおり保護者からの意見聴取を実施しました。

【調査の概要】

ア 実施期間

令和5年10月25日(水)～11月7日(火)

イ 実施方法

Web回答 及び 紙回答

ウ 周知方法

対象児童の保護者への配付・送付、学校ホームページ、学校グループメール

エ 実施対象

(ア) 並木小学校の在籍児童の保護者（児童数：306人）

(イ) 光が丘小、青葉小、弥栄小、緑が丘中、弥栄中の在籍児童生徒の保護者
（家庭数：1,804世帯）

オ 調査内容

(ア) 2つの再編案についての意見聴取

(イ) 再編先の小中学校への影響調査

【意見のまとめ】

(ア) 並木小学校の保護者への意見聴取

- ・「弥栄小学校への学校再編の方が良い」とする回答が最も多く、選択した理由の大半が「通学環境（通学距離・時間、登下校時の安全面）」という結果になりました。
- ・同時に実施した児童への意見聴取でも、「弥栄小学校への学校再編の方が良い」とする回答が最も多い結果になりました。
- ・「光が丘小学校への学校再編の方が良い」と回答した方の大半は、光が丘小学校に近い地区にお住まいの方で、選択した理由は「通学環境（通学距離・時間、登下校時の安全面）」という結果になりました。
- ・意見聴取で、「選べない」と回答した方の主な理由は、小学校は通学環境から光が丘小学校に通学し、中学校は弥栄中学校への通学を希望するという意見でした。
- ・その他には、きょうだいは同じ中学校に通学できるようにしてほしいという意見や、学校を選択させて欲しいという意見がありました。

(イ) 再編先の小中学校の保護者への意見聴取

- ・学校規模については、児童生徒数が増えることで、子どもたちの心のケアや、1人1人に目が行き届きにくくなることを不安に感じる意見があり、子どもたちが事前に交流する機会や、クラス編成や教職員の配置への配慮を望む意見がありました。
- ・学校施設については、老朽化や教室数の不足など、子どもたちが安全に安心して活動できるスペースの確保ができるのかを心配する意見がありました。
- ・通学関係については、学校や地区によって登校班編成や見守り活動に違いがあることや、通学区域が広がるため、見守りの範囲や人数を増やす対応が必要になることを課題に感じるという意見がありました。
- ・その他、人数が増えた場合の児童クラブの受入れ体制や、子どもたちの放課後の活動範囲が学区に伴い広がりすぎることを心配する意見がありました。

(2) 保護者説明会での意見について

- ・学校再編後の教職員の配置や低学年の児童の通学距離を心配する意見に加え、学校再編の時期や閉校後の跡地利用に対する質疑がありました。
- ・検討協議会で作成した検討結果については、保護者意見聴取の結果を反映した結果になっていることに対して好意的な意見があったことや、これまでの取組を学校やPTAを通じて周知をしていただいていたこともあり、出席者からの反対意見がなかったことから、概ねご了承いただけたものと考えます。

5 検討結果

(1) 意見の総括

過小規模校の発生を回避し、望ましい学校規模を実現することや、小学校と中学校の通学区域が一致し、効果的な小中一貫教育を展開できる環境を整えることは、光が丘地区の子どもたちの学びや育ちに有益なものと考えます。

その上で、学校再編に取り組むにあたっては、学校規模適正化や小中一貫教育の考え方に加え、学校施設の状況や子どもたちの環境変化への対応、通学時の安全確保などに留意し、子どもたちが安心して過ごせる環境整備を進めることが求められます。

なお、今回の並木小学校の学校再編にあたっては、保護者への意見聴取の結果、「弥栄小学校への学校再編の方が良い」とする回答が最も多かったことや、現在も並木小学校の通学区域のほとんどが弥栄中学校の通学区域になっている現状なども踏まえ、再編先の学校を決定する必要があると考えます。

ア 教育環境について

(ア) 学校規模の適正化について

- ・学校再編により、将来的な過小規模校の発生を回避し、望ましい学校規模（小学校であれば、1学年3から4学級）の実現が見込まれ、年度ごとのクラス替えができることで、子どもたちの人間関係が固定化されることなく、多様な考え方に触れる環境や、子どもたち同士が切磋琢磨する環境を作ることができるなどの点で、メリットがあると考えます。
- ・また、中学校については、学校行事やスポーツなど教育活動の選択肢や活気に隔たりが生じないように、近隣の学校規模が同程度であることが望ましいと考えます。

(イ) 学校施設について

- ・学校再編に伴う小学校の施設を選択するにあたっては、教室数が不足することなく、子どもたちが余裕をもって日常を過ごせる空間を確保できるよう、決定することが必要と考えます。

(ウ) 小中一貫教育について

- ・今回の学校再編は、小学校と中学校の通学区域が一致していることで、より効果的な小中一貫教育が展開できる点に、メリットがあると考えます。

(エ) 児童生徒に対する環境変化への配慮

- ・小学校は、学校単位での再編になるため、友人関係の継続性を確保しつつ、新たな友人との出会いも確保できる点で、メリットがあると考えます。
- ・ただし、子どもの学習面や生活面の変化に対しては、きめ細かな指導や支援ができるように教職員の配置やスクールカウンセラーの派遣を行うとともに、関係する学校間で事前交流を行うなど、子どもたちの不安を解消できるような取組が必要と考えます。
- ・さらに、兄弟姉妹については同じ学校に通学できるような配慮が必要と考えます。

イ 通学時の安全確保について

- ・小学校の再編にあたっては、通学距離や交通状況に留意し、登下校時の安全対策を考える必要があります。
- ・通学距離が長くなる地域が発生する場合には、子どもたちの負担を考え、指定変更許可区域を設定するなど、通学区域の弾力的な運用が必要と考えます。
- ・ただし、指定変更による通学時の諸課題を伴うため、安易に指定変更許可区域を設定することがないように、留意する必要があります。
- ・新しく設定される通学路に対しては、学校や保護者、地域、道路管理者及び教育委員会などが連携し、必要な交通規制やハード整備により危険箇所の改善に努めるとともに、地域と連携した見守り活動や通学路設定の工夫により、子どもたちの安全を確保していく必要があると考えます。

ウ 学校と地域のつながりについて

- ・学校と地域には、子どもたちの地域行事への参加や、連携した子どもたちの見守り活動の実施などで密接なつながりがあるため、通学区域を変更する場合には、自治会区域や公民館区域など地域の実情に留意する必要があります。
- ・自治会区等を分断して通学区域を変更する場合には、関係性が希薄化しないように、通学区域の変更後にも、子どもたちが地域行事に容易に参加できる仕組み作りや、学校と地域が連携して実施してきている見守り活動等が継続できるように調整を行うなど、影響を最小限にするための配慮が必要であると考えます。

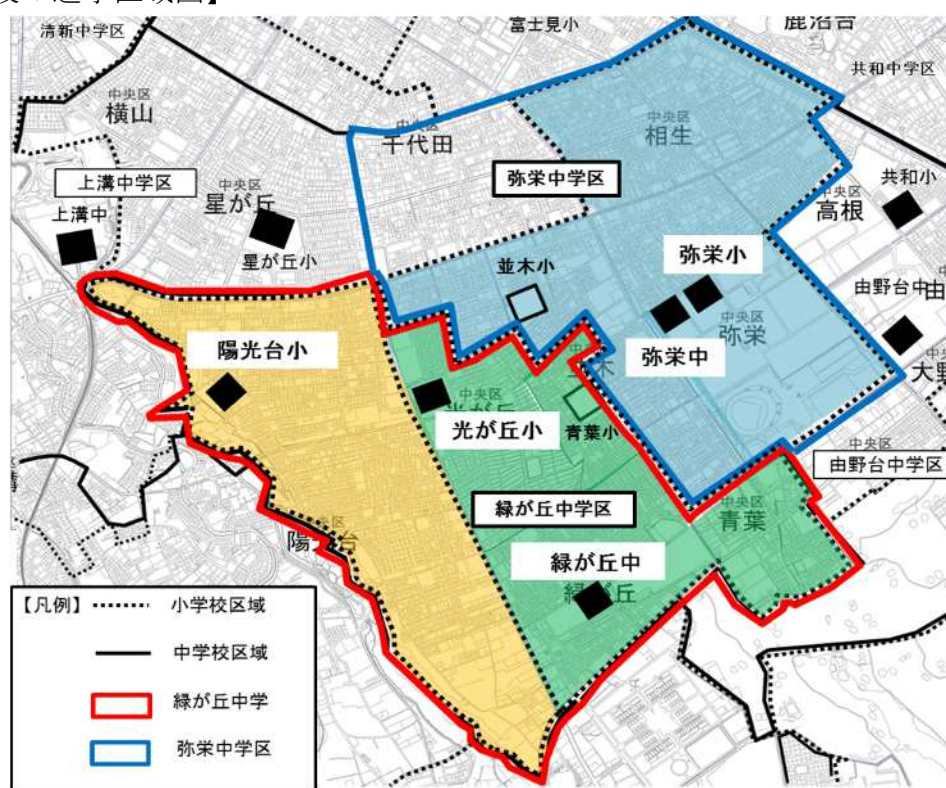
(2) 再編の方向性

並木小学校の学校再編について、検討協議会としての意見を、以下のように取りまとめましたので、子どもたちの学びや育ちに有益となるよう、教育委員会において更に十分に検討するよう求めます。

【具体的な内容】

- ・過小規模校となることが予測されている並木小学校を閉校し、弥栄小学校に再編
- ・再編した場合の並木小学校の児童の進学先は弥栄中学校
- ・通学区域の変更に伴って通学距離に課題が生じる区域に、指定変更許可区域（※）の設定を検討（※指定された学校とは、別の指定した学校へ変更することができる区域）

【再編後の通学区域図】



【再編後の児童生徒数】

学校名	児童生徒数	学級数	備考
光が丘小学校	389人	13学級	増減なし
陽光台小学校	458人	18学級	増減なし
弥栄小学校	655人	22学級	並木小学校の編入による増
緑が丘中学校	約440人	12学級	増減なし
弥栄中学校	約470人	14学級	増減なし

※令和7年4月の学校再編後の児童生徒数推計値で試算したもの。

光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会委員名簿

No	団体名等	氏名	役職	
1	光が丘地区自治会連合会 会長	割柏 秀規	副会長	平成 30 年 8 月～
2	ひかり連合自治会 会長	阿部 俊夫		平成 30 年 8 月～
3	上溝団地連合自治会 会長	鈴木 勝雄		平成 30 年 8 月～
4	陽光台連合自治会 会長	南 雄二		平成 30 年 8 月～
5	青葉連合自治会 会長	大場 仁		令和 4 年 7 月～令和 5 年 5 月
6	青葉連合自治会 会長	熊谷 由加		令和 5 年 7 月～
7	光が丘公民館 館長	加賀谷 育子		平成 30 年 8 月～
8	陽光台公民館 館長	前田 進		令和 4 年 7 月～
9	(光が丘公民館長からの推薦)	小松 悠樹		令和 4 年 7 月～
10	光が丘小学校 P T A 会長	甲田 秀昭		令和 4 年 7 月～
11	光が丘小学校 P T A 副会長	白井 輝文		令和 4 年 7 月～
12	並木小学校 P T A 会長	酒井 志保	副会長	令和 4 年 7 月～
13	並木小学校 P T A 副会長	清野 久美子		令和 4 年 7 月～令和 5 年 5 月
14	並木小学校 P T A 副会長	鈴木 陽子		令和 5 年 7 月～
15	陽光台小学校 P T A 会長	福丸 大介		令和 2 年 11 月～令和 5 年 5 月
16	陽光台小学校 P T A 副会長	渡邊 優		令和 4 年 7 月～令和 5 年 5 月
17	陽光台小学校 P T A 会長	山田 政治		令和 5 年 7 月～
18	陽光台小学校 P T A 副会長	高橋 剛		令和 5 年 7 月～
19	青葉小学校 P T A 会長	井上 香奈		令和 4 年 7 月～
20	青葉小学校 P T A	野口 恵里子		令和 4 年 7 月～令和 5 年 5 月
21	青葉小学校 P T A	岩本 純子		令和 5 年 7 月～
22	緑が丘中学校 P T A	酒井 美穂	会長	平成 30 年 8 月～
23	緑が丘中学校 P T A 副会長	石上 雅子		令和 4 年 7 月～
24	中央地区自治会連合会 会長	鈴木 泰信	副会長	令和 4 年 9 月～
25	中央地区民生委員児童委員協議会 主任児童委員	藤井 絵美		令和 4 年 9 月～
26	弥栄自治会 前会長	田坂 正子		令和 4 年 9 月～
27	中央公民館 館長	岡本 和茂		令和 4 年 9 月～
28	弥栄小学校 P T A 会長	石神 仁		令和 4 年 9 月～令和 5 年 5 月
29	弥栄小学校 P T A	大串 千夏		令和 4 年 9 月～令和 5 年 5 月
30	弥栄小学校 P T A 会長	岡野 智博		令和 5 年 7 月～
31	弥栄小学校 P T A 副会長	岡崎 弘美		令和 5 年 7 月～
32	弥栄中学校 P T A 会長	前川 忍	副会長	令和 4 年 9 月～令和 5 年 5 月
33	弥栄中学校 P T A 会長	黒坂 朋子		令和 4 年 9 月～
34	弥栄中学校 P T A 副会長	後藤 忍	副会長	令和 5 年 7 月～

光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会設置規約

(設置)

第1条 光が丘周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議等を実施するため、「光が丘周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会」(以下「検討協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 光が丘周辺地域小・中学校の現在及び将来の児童・生徒数を考慮し、光が丘地区周辺地域小学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けた検討、協議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、光が丘周辺地域小・中学校の児童・生徒にとって望ましい学習環境の実現に向けて必要なこと。

(委員)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 光が丘地区まちづくり会議会長から推薦された者7名
- (2) 光が丘公民館長から推薦された者1名
- (3) 光が丘小学校PTA会長から推薦された者2名
- (4) 並木小学校PTA会長から推薦された者2名
- (5) 陽光台小学校PTA会長から推薦された者2名
- (6) 青葉小学校PTA会長から推薦された者2名
- (7) 緑が丘中学校PTA会長から推薦された者2名
- (8) 中央地区まちづくり会議会長から推薦された者4名
- (9) 弥栄小学校PTA会長から推薦された者2名
- (10) 弥栄中学校PTA会長から推薦された者2名
- (11) 検討協議会の会議運営において会長が必要であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、定めない。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に、会長1名及び副会長4名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長の指名により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、検討協議会を効率的に進めるため、第3条に定める委員の一部により、検討部会を設けることができる。

(関係者の出席等)

第7条 検討協議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(傍聴)

第8条 会長は、検討協議会の会議の傍聴の申出があったときは、検討協議会に諮って、当該申出に対する決定を行うものとする。

- 2 会長は、正常な会議の進行を確保するため必要と認めるときその他相当の理由があると認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(庶務)

第9条 検討協議会の庶務は、相模原市教育委員会の通学区域事務主管課で処理する。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討協議会の運営について必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年8月7日から施行する。
この規約は、令和4年7月26日から施行する。

(失効)

- 2 この規約は、検討協議会を解散した日において、その効力を失う。